

入園のしおり

重要事項説明書



株式会社よつ葉

認定こども園 木育こどもの家

園の概要

・運営主体

事業者の名称	株式会社 よつ葉
事業者の所在地	札幌市南区川沿1条4丁目10-12
事業者の連絡先	011-596-8867
代表者氏名	穴田 貴洋

・利用施設

種別	保育所型認定こども園							
名称	認定こども園 木育こどもの家							
所在地	札幌市中央区宮の森1条15丁目5-25							
連絡先	(電話番号) 011-688-6612 (FAX番号) 011-688-6612							
管理者	園長(施設長) 堀田 有恵							
認可年月日	2026年4月1日							
利用定員	年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号認定				2人	1人	1人	4人
	2・3号認定	2人	7人	7人	8人	8人	8人	40人

※地域の保育の需要等の状況から利用定員を超え子どもを受け入れる場合があります。

施設の目的

この認定こども園(以下「当園」という。)は、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の小学校就学前子どもに対する教育の提供と、家庭において必要な保育を受ける養育されることが困難である子どもに対する保育の提供という二つの機能を一体として提供することを目的とします。

事業の運営方針

当園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)その他の関係法令ならびに関係条例を遵守して運営します。

提供する教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示 1 号）を踏まえるとともに、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）に基づいた教育・保育を行うものとします。

【保育理念】

子どもの最善の利益を追求し、「**豊かな心と健やかな体を育む**」

【保育方針】

子どもたちが豊かな愛情の中で、健全な毎日を積み重ねながら心身ともに成長できるよう願い、ふれあう「**木育**」・あそぶ「**遊育**」・たべる「**食育**」を通じて、子どもたちの豊かな未来のための基礎力を育みます。

◎「木育」（もくいく）

「見て・ふれて・楽しく遊び・考える」。木のぬくもりや匂いに包まれた和やかな環境で、木と身近にふれあい、豊かな創造性や人や自然を大切にすることを育み、子どもたちの成長を支えます。

◎「遊育」（あそいく）

「あそび」で体を動かし（身体能力）、「あそび」の中でルールを理解し（知性）、仲間との「あそび」から協調性や思いやりなど人との関わり大切さ（社会性）を学べる環境で、元気な子ども（＝健全な人間）を育てます。

◎「食育」（しょくいく）

「たべることは、生きることの源」。たべることを楽しみ、食や食文化への関心、感謝の心を育めるよう、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ね、食を通じた子どもの健全育成に取り組みます。

【保育目標（目指す子ども像）】

「**自然にふれあいながら、元気いっぱい遊び、おいしくごはんを食べる。**」

【その他次に掲げる便宜の提供】

ア 食事の提供（アレルギー等への対応）

当園では、「自園調理」栄養士の栄養指導により、子どもの年齢に応じた食事の提供を行います。

なお、使用する食材の中にアレルギーなどで食べられないものがありましたら、時前にご相談ください。ご相談のうえ、除去するなど可能な限り対応いたします。

（例）卵・牛乳・そば など

イ 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号（以下「2 号認定子ども」という。）及び子ども・子育て支援法第 19 条第 3 号（以下「3 号認定子ども」という。）の時間外保育を行います

す。

ウ 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 号（以下「1 号認定子ども」という。）の一時預かり

エ その他便宜

施設の概要

敷地	敷地全体	436.44 m ²
	園庭	無
建物	構造	鉄筋コンクリート造 2 階建
	延べ	199.60 m ²

主な設備の概要

設備	部屋数	備考
一時保育スペース	1 室	
乳児室	1 室	
ほふく室、保育室	5 室	
調理室、配膳室	1 室	
スタッフルーム	1 室	
子育て支援スペース	1 室	

園児の一日（予定）

<u>0 歳児（3 号認定子ども）</u>	<u>1 歳児・2 歳児（2・3 号認定子ども）</u>
7：00～ 順次登園／朝の視診／自由遊び	7：00～ 順次登園／朝の視診／自由遊び
9：30～ おやつ 発達に応じた活動	9：30～ おやつ 発達に応じた活動
10：40～ 食事（離乳食・授乳）	11：00～ 食事
11：45～ 午睡	12：00～ 午睡
15：00～ おやつ・離乳食・授乳 自由遊び／順次降園	15：00～ おやつ 自由遊び／順次降園
18：00～ 延長保育	18：00～ 延長保育
19：00 閉園	19：00 閉園
* 個々の発達に応じて変動します。	

3・4・5歳児（1・2号認定子ども）

【2号認定】

7：00～ 順次登園／朝の視診／自由遊び
 9：30～ 発達に応じた活動
 11：15～ 食事
 12：30～ 午睡
 15：00～ おやつ
 自由遊び／順次降園
 18：00～ 延長保育
 19：00 閉園

【1号認定】

8:00～9:00 預かり保育
 9：00～ 順次登園
 9：30～ 発達に応じた活動
 11：15～ 食事
 12：30～ 静かな遊びでお迎えを
 待つ・横になる
 14：00～ 順次降園・預かり保育



保育所の職員体制とクラス編成

(1) 職務内容と配置数（令和8年4月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1人	1人	人	保育園の管理運営を統括します。また、苦情解決者として苦情の解決にあたります。
副園長	1人	1人	人	保育内容について保育士を統括するほか、園長の補佐を行います。また、苦情の受付を行います。
主幹保育教諭	2人	2人	人	園の管理運営を補佐し、子どもの教育及び保育を行います。
保育教諭	10人	6人	4人	子どもの教育及び保育を行います。
看護師	2人	1人	1人	子どもの教育及び保育を行うとともに、医ケア児及び保健衛生全般の業務を行う。
栄養士	1人	1人	人	子どもの栄養管理や食育推進に関する業務及び食事の提供に関する業務を行います。
調理員	2人	人	2人	食事の提供に関する業務を行います。
事務職員	1人	人	1人	経理事務、その他庶務に関する業務を行います。

【備考】

- 1 札幌市児童福祉法施行条例に規定する基準を遵守した上で、保育の提供に必要と認められる職員として、上記職種の職員を配置します。また、必要に応じて、上記に掲げる職員以外のものを配置することがあります。
- 2 職員は、子どもの人数に応じて必要な員数を配置します。

(2) クラス編成と職員の配置状況（令和8年4月1日 現在）

対象年齢	クラス名	児童数（1号認定児童数）	担当保育士数	備考
0歳児	どんぐり組	2人	1.5人	
1歳児	くり組	7人	2人	
2歳児	くるみ組	9人	2人	
3歳児	もも組	8人（1人）	1人	+看護師0.5人
4歳児	さくら組	6人（1人）	1人	+看護師1人
5歳児	かえで組	7人（2人）	1人	
備考				
1 担当保育士数は、受け入れる子どもの人数により増減することがあります。				
2 担当保育士のほか、状況に応じてフリー保育士が保育を補うことがあります。				

6.保育時間と保育提供日

(1) 1号認定子ども

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
教育時間	午前9時00分～午後2時00分までの範囲内	
在園児の一時預かり	月曜日から金曜日	午前8時00分～午前9時00分までの範囲内
		午後2時00分～午後7時00分までの範囲内
	土曜日	午前9時00分～午後6時00分までの範囲内
休日	お盆期間 8月13日～8月15日	
	年度末準備期間 3月31日	
休園日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	
学期	第1学期	4月1日～7月31日
	第2学期	8月1日～12月31日
	第3学期	1月1日～3月31日

(2) 2・3号認定子ども

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間認定	午前7時00分～午後6時00分までの範囲内
	保育短時間認定	午前8時00分～午後4時00分までの範囲内
延長保育 (別紙申し込み必要)	保育標準時間認定	朝：－ 夕：午後6時～午後7時
	保育短時間認定	朝：午前7時～午前8時 夕：午後4時～午後7時
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後7時00分
	土曜日	午前7時00分～午後7時00分
休園日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(※)保育必要量の区分は、保護者の方の就労時間等により

保育を利用できる時間が1日11時間の「保育標準時間認定」と

保育を利用できる時間が1日8時間の「保育短時間認定」があります。

1. 遅刻や欠席をする場合は **9:00 までに必ず**連絡して下さい。
2. ご連絡が無い場合には **9:15 以降**に園から**緊急連絡先**に確認のご連絡をいたします。
3. **11:00** 前後から昼食の時間となっています。通院等により **11:00** を過ぎる場合はご家庭で昼食を済ませてから登園してください。
4. **降園の予定時間が変更になる場合は、必ず連絡して下さい。**

【家庭における保育のお願い】

お盆の時期などご家庭における保育をお願いする場合があります。ただし、ご家庭での保育が困難な場合は、通常どおり保育の提供を行いますので、事前にご相談ください。

利用の開始及び終了に関する事項

(1) 入園について

当園における入園関する手続き、選考に関する事項は以下のとおりです。

ア 1号認定子ども

利用定員の総数を超える利用の申込みについて、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、又は自前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考します。

イ 2号認定及び3号認定子ども

・札幌市の行う利用調整を経て、決定となります。

(2) 保育の提供の終了

当園は、利用する子ども又はその保護者が、次に掲げる状況に該当するときは、保育の提供を終了します。

ア 小学校に就学したとき

イ 1号認定子ども、2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。

ウ 札幌市と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。

エ 保護者から退園の申出があった又は転園をしたとき。

オ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(2) 退園又は転園の手続き

保護者は、当園を退園又は転園しようとするときは、原則として退園又は転園をする月の1カ月前までに、園長に対し退所届を提出するものとします。

年間行事予定

月	行事内容
4月	入園・進級
5月	端午の節句・春のお花見遠足
6月	歯科検診・保育参観
7月	水遊び・内科健診（1回目）
8月	七夕・夏のお楽しみ遠足
9月	木育フェスティバル
10月	秋の動物園遠足
11月	木育教室
12月	クリスマス・個人懇談
1月	お正月遊びの会・内科健診（2回目）
2月	保育参観・節分・冬の遠足
3月	ひな祭り・お別れ会・卒園式（5歳児、保護者のみ）

*毎月行うもの：お誕生会、避難訓練、身体測定（身長・体重）
プログラミング教室（幼児クラス）、幼老レク

送り迎えについて

1. 朝食をしっかりと取り、清潔な状態で、原則として遅くとも9時15分までに登園して下さい。
2. 朝は保護者の方と一緒に登園し、受け入れの保育士にお子様の様子をお伝え下さい。
3. お迎えの方がいつもと違う場合は、必ず事前に連絡していただき、保護者の方から、お迎えの方の氏名、連絡先を伺ったのちの対応とさせていただきます。（18歳以上の方とします。連絡のない場合は近親者でもお渡しできません。）
4. 送迎時、園舎周辺は駐車で混雑することがあります。通行の妨げや周辺住民の迷惑とならないようできるだけ速やかにお願いたします。

慣らし保育について

初めての環境で心身ともに緊張や不安でいっぱいとなり疲れやすくなります。お子様が無理なく園生活に親しんでいけるよう、時間をかけて徐々に慣らししていきます。

慣らし保育は、1日1時間位から始め、徐々に食事・睡眠というように、お子様の様子をみながら保育時間を長くしていきます。

持ち物について

- ◎持ち物には**すべてに名前**をご記入ください。ご記名の無いものにつきましては、紛失などのトラブルが予想されますので十分にご注意下さい。
- ◎個人衣類・おむつなどはタンスで管理いたします。不足や補充は職員が毎日点検し、必要なときにお伝えいたします。直接確認したい場合にはお声がけください。
- ◎衣類は、外遊びや製作活動により**汚れる場合**もあります。汚れてもよい物、動きやすいものをご用意下さい。
- ◎その他、保育内容により持ち物を願いまする場合もございます。ご協力をお願いします。（その都度ご連絡します。）
- ◎送迎時に棚の中身を確認して、足りないものは補充してください。

0歳児・1歳児・2歳児

***常時おいておくもの**

- ・おしぼり、エプロン（毎日3枚ずつ）※2歳児はエプロン不要
- ・ジプロック 大 1つ（
- ・上着、ズボン、下着（各3枚セット）
- ・靴下（1足）
- ・おむつ（10枚）*1枚ずつ記名をお願いします。
- ・おしりふき
- ・ビニール袋（汚れものを入れる袋）大・小
- ・午睡用バスタオル
- ・コット用シーツ（130cm×60cm）

※バスタオルとシーツは週末に持ち帰り、お洗濯をお願いします。

連絡ノートは毎日持ってきてください。

3歳児・4歳児・5歳児

***常時おいておくもの**

- ・おしぼり（毎日2枚ずつ）・ジプロック中か大1つ（汚れたおしぼりを入れま
す）
 - ・水の入った水筒（肩からかけられるもの）
 - ・上着、ズボン、下着（各3セット）
 - ・靴下（1足）　　・布パンツ（必要な児童のみ）
 - ・おしりふき（必要な児童のみ）
 - ・ビニール袋（汚れものを入れる袋）大・小
 - ・午睡用バスタオル
 - ・コット用シーツ（130cm×60cm）
- ※バスタオルとシーツは週末に持ち帰り、お洗濯をお願いします。
※布パンツはお子様の様子に合わせて園からお声かけします。

オムツについて

- ◎園では「紙おむつ」を使用します。おむつの廃棄は保育園で行います。
- ◎トイレトレーニングについては、園でも取り組んでいきます。ご家庭と協力し、様子をお
伺いしながらお子様それぞれに合わせて取り組みます。
- *紙おむつが足りなくなった場合は、園のものを1枚50円で購入していただくことになり
ますので、毎日必ず確認、補充をしてください。

お願い

- ◎衣服は動きやすく、汚れても構わないもの、自分で脱着しやすいもの（上下別のもの）に
して下さい。また、素材は、皮膚呼吸、体温調節がしやすく、汗の吸収率、通気性の良い
ものをご用意下さい。
- ◎身体にあった服を身につけ、ズボンの裾や洋服の袖が長い場合は、縫うなどして下さい。
- ◎**フードやひもが付いた服やスカート(スパッツ付きも)**は危険を伴いますので避けて下さ
い。また、ズボンにサスペンダーやベルトはつけないで下さい。
- ◎靴はお子様のサイズに合った、自分で脱ぎ履きしやすいものをお選び下さい。サンダルや
紐靴は避けて下さい。
- ◎爪は短く切って下さい。
- ◎長い髪はしばって下さい。その際、飾りのついたヘアゴム・ヘアピン・カチューシャなど
は避けて下さい。
- ◎家庭の玩具は、紛失などの恐れがあるため、園に持ち込まないようお願いします。

連絡ノートについて

◎連絡ノートは0～2歳児クラスで利用します。睡眠・検温・排泄・授乳・食事の内容・時間のほか、お家での様子を記入し、毎日お持ちください。

食事について

「健全な肉体に健全な精神が宿る。」札幌市保育所給食基準献立を基本として、食育に取り組み、健康な心と体をつくります。

安全で季節に応じた旬の食材を選び、日本の食文化を生かした家庭的な手づくりの味を大切にし、温かい食事を、温かい状態で提供します。

1. 完全給食です。5歳児まで主食がでます。(有料)
2. スプーン、フォーク、箸は園で用意します。
3. 午後におやつを食べます。(0～2歳児クラスは午前おやつもあります)
4. アレルギーについては、食材除去など可能な限り対応します。

(アレルギーの有無、状況につきましては、「児童調査票」や「食物アレルギー調査票」にて、詳しくお知らせ下さい。個人懇談にて、保育士が詳しく伺います。)

5. 乳児の離乳食は、保護者の方とご相談しながら、年齢発達に応じて対応します。

授乳について

粉ミルクは園で用意します。但し、メーカーの指定はできませんので、ご了承ください。また、アレルギー対応の粉ミルクや、冷凍母乳のお預かり等につきましては、保育士にご相談下さい。



保健衛生について

(1) 発熱の場合

- ・登園時に体温が **37.5°C以上** の場合は自宅療養とします。37.5°Cに達していない場合でも、朝から下痢や嘔吐症状、不機嫌、具合が悪く体調がすぐれない時、熱が上がりそうな時は、自宅療養をお願いします。(胃腸炎による下痢・嘔吐は感染力が強く、他児への感染を防ぐ意味でも必ず病院を受診し、症状が治るまで登園を控えて下さい。)
- ・園で具合が悪くなった時、感染症の疑いがある場合は、至急お迎えをお願いすることもあります。**連絡先が変わる場合は必ず朝、保育士にお知らせ下さい。**
- ・37.5°C以上の高熱が出た翌日は、ご家庭で様子を見ていただくことをお勧めします。
- ・**座薬、解熱剤を使用しての登園は控えて下さい。**

- ・ 予防接種を受けた後は、副作用の心配もありますので、保育園の利用ができません。ご家庭で体調の見守りをお願い致します。
- ・ 予防接種を受ける場合や受けた場合は、必ず職員にお伝え下さい。

(2) 感染症の場合

学校保健安全法に準拠し、感染症対策を行っています。

- ・ 下記の感染症にかかった場合は、かかりつけの医師の診断に従い、園での集団生活が可能な状態（※登園の目安を参照）となってから登園させて下さい。
- ・ 登園の際には、保護者が「**登園届**」（別紙）に記入し、保育士に提出をお願いします。

○医師の診断を受け、保護者が「登園届」（別紙）を記入する感染症

（札幌市乳幼児園医協議会「子どもと感染症」参照）

病名	感染しやすい期間	登園の目安
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗生剤投与開始後1～2日経過し、主要症状が消失してから
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳などの主要症状が治まっていること
ウィルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウィルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウィルスを排泄しているので注意が必要）	下痢が治まり、全身状態が良ければ登園可
ヘルパンギーナ 手足口病	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウィルスを排泄しているので注意が必要）	解熱し、口腔内の水泡・腫瘍の影響がなく、普通の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	咳などの呼吸器症状が改善し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになってから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと (発疹があっても良い)

* 伝染性紅斑（りんご病）は、発疹があっても、全体状態が良ければ、登園可とします。

・ 下記の感染症と診断された場合は、医師の許可が出るまで休ませて下さい。

・ 周囲の子供たちへ広がる恐れがあるため、感染力のある期間は防止対策に配慮していた
 だき、集団生活が可能となった時、医師より「**登園許可証**」(別紙)に記入してもらっ
 た上でお子様を登園させて下さい。

○ **医師の「登園許可証」(別紙)が必要な感染症**

(札幌市乳幼児園医協議会「子どもと感染症」参照)

病名	感染しやすい期間	登園の目安
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日 後まで	解熱後3日を経過していること
新型コロナウイルス感染症 (意見書不用)	潜伏期約5日間 発症後5日間	発症した後5日を経過し、症状が軽快し た後1日を経過してから※無症状の場合 は検体採取日を0日目として5日を経過 すること。
インフルエンザ (意見書不用)	症状がある期間(発症後24時間から 発病後3日程度までが最も感染力が 強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後 2日経過していること(乳幼児では3日間 経過していること)
風しん(三日はしか)	発疹出現の前7日から後7日間くら い	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1~2日前からかさぶた形成 まで	全ての発疹がかさぶたになっていること (但し、手のひら、足のうらは除く)
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発 現した後5日を経過し、かつ全身状態が 良好であること
結核		医師により感染の恐れがないと認められ ること
咽頭結膜熱(プール熱) (アデノウイルス)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主要症状が消失した後、2日を経過して から
流行性角結膜炎 (アデノウイルス)	充血、目やに等の症状が出現した数 日間	医師により感染の恐れがないと認められ ること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること、または適 正な抗菌薬による5日間の治療が終了し ていること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157,O26,O111等)		医師により伝染のおそれがないと認めら れること



薬の取り扱いについて

本来、園での与薬は医療行為にあたるため原則として行いません。園は、**健康な状態のお子様をお預かりすることが、前提となっています。**

・病院で薬を処方してもらうときは、**朝晩2回の薬**にさせていただくよう、医師にご相談下さい。

・やむを得ず園で薬をお預かりする場合は、「**医師の指示書**」と「**与薬依頼票**」（別紙）が必要となります。軟膏や点眼薬も同様の扱いとなります。記載事項をよくお読みいただきご協力のほどお願いします。

<薬持参で登園する場合の諸注意>

1. 登園前は検温し、食欲、顔色、機嫌をよく観察して保育士にその旨をお伝え下さい。

2. 使用する薬は、**当日1回分のみ、袋や容器に“日付”と“お子様の名前”を必ず記載し、「医師の指示書」と「与薬依頼票」とともにお持ち下さい。**

*手渡しで受け取っていないお薬は基本的には服用できませんのでご注意ください。

*薬は、お子様を診察した医師が処方し、薬局で調剤したものに限りです。以前に処方され自宅で保管していた薬や市販薬は対応できません。

(点鼻・点耳・吸入・座薬は対応していません。)

***家で薬を飲んで登園した場合は、朝必ず連絡をお願いします。**

緊急時の対応について

(1) 保育中に容態の変化等があったとき

当園は、以下の医師と嘱託医契約を締結しています。保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

※緊急連絡先が変更になった場合には、速やかに園までお知らせ下さい。

○嘱託医

医療機関の名称	円山ため小児科
嘱託医名	多米 淳
所在地	札幌市中央区北1条西23丁目 RK 円山鳥居前ビル3階
電話番号	011-623-5755

○嘱託歯科医

医療機関の名称	かぜかおるこども歯科
嘱託医名	北村 かおる
所在地	札幌市中央区北1条西27丁目3-23
電話番号	011-688-5611

○囑託薬剤師

医療機関の名称	ピーナッツ薬局
薬剤師名	本庄 圭太
所在地	札幌市中央区大通り 15 丁目 1-13 ニュライフ大通り公園 1 階
電話番号	011-676-6522

(2) 保護者と連絡が取れないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、当園が責任をもって、応急処置・病院等へ搬送を行いますので、あらかじめご了承ください。

(3) 災害時の対応について

ア 避難場所

当園における災害時の避難場所は次のとおりです。

第 1 避難場所		第 2 避難場所	
名称	宮の森のぞみ公園 (一時避難場所)	名称	宮の森中学校 (指定緊急避難所)
園からの距離	約 50m	園からの距離	約 500m
所要時間	徒歩 2 分	所要時間	徒歩 10 分

イ 引き渡しについて

災害時の発生後の子どもの引き渡しは、原則として当園で行うものとします。但し、災害の状況に応じて現地で引き渡す場合があります。

なお、交通機関等に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合は、やむを得ず子どもを宿泊させることがあります。

ウ 保護者と連絡がとれないとき

緊急時であって、保護者と連絡が取れない場合は、子どもの身体の安全を最優先させ、本園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

エ 非常災害が発生したとき

自然災害が発生により安全な保育が継続できないと園長が判断し、以下に該当する場合には、園長の判断で速やかに休園等の措置を行います。



施設所在地に避難情報等が発令されたとき			
開園時間内	高齢者等避難	(警戒レベル 3)	<p style="text-align: center;">閉園</p> 当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。
	避難指示	(警戒レベル 4)	
	緊急安全確保	(警戒レベル 5)	
	特別警報		
開園時間外	高齢者等避難	(警戒レベル 3)	<p style="text-align: center;">休園</p> 開園時間外のうちに解除された場合は、下記(※)と同様の取り扱いとなります。
	避難指示	(警戒レベル 4)	
	緊急安全確保	(警戒レベル 5)	
	特別警報		

(※) 施設所在地の避難情報等が解除されたとき	
施設の安全確保と職員体制が確保され次第開園 (当園から保護者の皆様へご連絡)	

札幌市内で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		
開園時間内	閉園	施設の安全が確認できない場合は、当園から保護者の皆様へお迎えを依頼します。
開園時間外	休園	施設の安全確認と職員体制の確保ができるまでは休園とします。

災害規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を的確に把握し、臨機応変な対応を行います。危険を感じた場合は、当園からお連絡を待たずに保護者の皆様の判断でお迎えに来ていただいても構いません。当園から連絡が出来ない状況も起こり得ますので、早めの判断、ご対応によりお子さんの安全確保にご協力をお願いします。

非常災害対策について

当園は、非常災害に備え、次の取組を行います。

防災設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 ・震災に備えての備蓄 (食糧 (7 日分)、飲料水 10 日分、拡声器、携帯ラジオ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練及び消火訓練を毎月実施します。	

虐待の防止について

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・解決責任者 堀田 有恵	
	・受付担当者 栗原 しずえ（不在時 他職員でも可）	
	・ご利用時間 当園開園日、開所時間内	
	・電話番号 011-688-6612	
	・F A X 011-688-6612	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。	
第三者委	矢部 千尋	電話番号 011-211-5550
		社会保険労務士法人ホームラン 執行役員
	上地 史隆	電話番号 090-6264-7853
		介護支援専門員

保険に関する事項について

当園では、「ほいくのほけん」（園賠償責任保険・園児団体障害保険）とスポーツ振興センター（別紙参照）に加入しています。

「ほいくのほけん」

【保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社

【契約期間】 令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年更新）

【保険種類】 施設・生産物賠償責任保険、園児団体障害保険

【補償】 支払限度額 対人：1名100,000千円、1事故700,000千円

「スポーツ振興センター」

【保険会社】 日本スポーツ振興センター災害共済

【契約期間】 令和8年4月1日～令和89年3月31日（1年更新）

【保険種類】 災害共済

【補償】 医療費・障がい見舞金・死亡見舞金・附帯業務

守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項について

個人情報は、個人情報の保護に関する法律に準じて適切に取り扱います。また、次に掲げる場合には、法令に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

(1) 個人情報の提供

ア 園児指導要録を送付するとき

小学校就学の際には、園児指導要録を法定に基づき入学予定の小学校へ送付することとされていることから、教育・保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

イ 緊急を要するとき

緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

ウ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、法令等に基づき支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

(2) 個人情報の使用

ア 保育料の金額の提供

お住いの市町村が認定した世帯所得に基づく保育料の金額の情報は、時間外保育料の徴収など必要な範囲に限り使用します。

イ 子ども及び子供の世帯の情報

届出のあった子ども及び世帯の情報は、保育の提供に必要な範囲に限り使用します。

当園におけるその他の留意事項について

◎当園の敷地内はすべて禁煙です。

◎利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。

◎不正受給について

次に掲げる事項に該当しているにも関わらず、支給認定を行った市町村へ届出ずに、当園から不正に保育の提供を受けたことが判明したときは、当該市町村に対し報告を行います。

(1) 保護者の一方又はいずれもが保育の必要性の事由に該当しなくなったとき。

(2) 就労状況等の変化により、保育必要量の区分を短時間保育への変更認定が必要であるとき。

(3) その他世帯の状況の変化により、支給認定の変更認定が必要であるとき。

保護者負担金について

(1) 保育に係る利用者負担（保育料）について

当園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育料以外の費用について

次に掲げる費用は、保育料に含まれませんので、別途お支払いいただきます。

また、保育の提供にあたって必要な費用であって、保護者負担が望ましいものについて、別途お支払いいただくことがあります。

*この場合、あらかじめ費用を負担いただく目的や理由について、適宜書面にてご案内いたしますのでご了承下さい。

1 特定負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	徴収時期
プログラミング教室代	開園時間中にプログラミング教室を行うための講師謝礼及び教材料費のため。	6,000 円/年	入園月
保育環境改善費	子どもたちの保育環境の改善（保育教諭の増員や保育環境の修繕）を行うため。	6,000 円/年	入園月
入園受入準備金	<u>1号認定子ども</u> の入園手続きに係る事務経費のため。	3,000 円	入園月

2 実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	徴収時期
主食費	食事の提供に要する費用のうち主食にかかる費用であり、1号認定子ども及び3歳児クラス以上の2号認定子どもの給付費に含まれないため。	1号認定 1,000 円/月 2・3号認定 1,250 円/月	毎月 27 日
副食費	食事の提供に要する費用のうち副食にかかる費用であり、1号認定子ども及び3歳児クラス以上の2号認定子どもの給付費に含まれないため。	1号認定 3,000 円/月 2・3号認定 3,750 円/月	毎月 27 日
保険料	怪我・事故の際に給付を受けるため。	1,300 円/年	入園月
園帽子代	園児確認するため（安全確保）	1,500 円	入園月

※主食費・副食費に関して月の1/2の日数を下回る場合は半額となります。

(3) 時間外保育に係る保育料

標準時間：7：00～18：00 / 保育短時間（コアタイム利用）：8：00～16：00

項目	7：00～8：00	16:00～18:00		18：00～19：00
		1時間まで	1時間以上	1時間以内
保育標準時間	—	—		200円
保育短時間	100円	100円	200円	

備考

- 1 生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯については、上記金額の2分の1の額を減免します。
- 2 毎月末日に前月分の料金を徴収します。

(4) 在園児による一時預かりに係る利用負担

利用日	利用時間	料金
月曜日から金曜日まで	午前8時00分から午前9時00分まで	1回200円
	午後2時00分から午後6時00分まで	1回500円
土曜日	午前9時00分から午後4時00分まで	1回1,500円
時間外保育	午後6時00分から午後7時00分まで	1回200円

お支払いについて

保護者負担金につきましては、口座振替（毎月27日引き落とし、手数料165円）となっております。預金口座振替申込書をお渡しいたします。印鑑登録のある銀行口座のご準備をお願いいたします。なお、登録までに2か月程度要します。登録完了までは、下記口座へのお振込をお願いいたします。振込み手数料は保護者負担となります。

北陸銀行 旭川支店 (512) 普通口座 6120575
株式会社 よつ葉 フリガナ カ) ヨツバ